

# 空き家利活用促進事業補助金に係る手続き等について

## 1. (空き家再生支援事業)

### 《対象者について》

- ①申請者は次のいずれかに該当する者であること
  - 空き家を改修し居住しようとする方
  - 空き家の売却を確約した所有者
  - 空き家を貸すことを確約した所有者または建物管理者
  
- ②補助の対象となる空き家について、次の条件を両方とも満たすこと
  - 丸森町空き家バンクに登録されている物件または当町が空き家と判断した建物であること
  - 空き家所有者又は建物管理者が売却(又は貸付)することが明確であること
  
- ③空き家の入居予定者は、町内に定住の意思があること
  
- ④空き家の住宅性能の向上を目的とする改修であること
  - |         |
|---------|
| 対象となる改修 |
|---------|

    - ア 業者による改修工事又は自分で作業する改修工事
  - |          |
|----------|
| 対象外となる改修 |
|----------|

    - ア 本町の他の補助事業又は国等の補助事業等の対象となる(なっていた)もの
    - イ その他補助対象経費とすることが適当でないと町長が認めるもの
  
- ⑤賃借した空き家の改修を行う場合は、建物の所有者や管理者の同意を得ていること
  
- ⑥改修工事の着手前・作業開始前に申請し、交付決定後は申請年度内に着手すること
  
- ⑦申請日の属する年度の前年度において、市町村民税等の滞納がないこと
  
- ⑧過去に国・県・町のいずれからも同様の補助を受けていないこと
  
- ⑨以前に同じ申請者が本事業と同様の補助を受けていないこと
  
- ⑩以前に申請者が住宅取得奨励事業、住宅リフォーム支援事業による補助を受けていないこと

※②の「空き家に該当するかどうかの判断」は担当課までお問い合わせください

# 空き家利活用促進事業補助金に係る手続き等について

## ≪申請書類（申請者＝工事請負の契約者、作業者）≫

①申請書(様式第1号)

②別紙 1

③添付書類

**共通:対象者すべて**

- ア ・住民票 … 世帯主・続柄記載のあるもの  
※入居予定者は該当物件に入居前であること
- イ ・完納証明書又は納税証明書(申請日の属する前年度分)  
※納税義務の無い方は非課税証明書
- ウ ・付近見取図(住宅地図等:縮尺は任意)
- エ ・工事費、材料費等の見積書(見積りが複数ある場合は積算表を添付)  
※自身で施工する場合 … 積算表と併せて該当する材料の単価表を添付
- オ ・空き家の外観および施工箇所の写真(着手前の写真)  
※実績報告時には完成写真も必要
- カ ・増築または間取りの変更をする場合は、平面図等
- キ ・建物の所有者が分かる書類 … 登記事項証明書、固定資産税納税通知書等
- ク ・売買契約書又は賃貸契約書の写し  
※申請時において契約締結前のときは売買(又は賃貸)に係る誓約書
- ケ ・加算補助金を受ける場合、施工者が町内建築業者等であることを証する書類  
※建築業許可業者の場合は不要  
※丸森町建設業組合の推薦状可

**空き家を賃借して改修する場合**

- コ ・所有者等の同意書

# 空き家利活用促進事業補助金に係る手続き等について

## 《実績報告書類》

①実績報告書(様式第5号)

②添付書類

ア ・改修に要した費用を明らかにできる書類  
※工事費、材料費等の領収書又はこれに準じるものの写し

イ ・増築または間取りの変更をした場合は、平面図等

ウ ・改修施工箇所の完成写真

エ 【実績報告の提出時期】

・下記ⅠかⅡのうちどちらか早い日までに報告してください

Ⅰ 事業完了後から1か月

Ⅱ 交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日